

中野区基本計画（素案）

2026 年度 ▶ 2030 年度

(令和 8 年度～令和 12 年度)

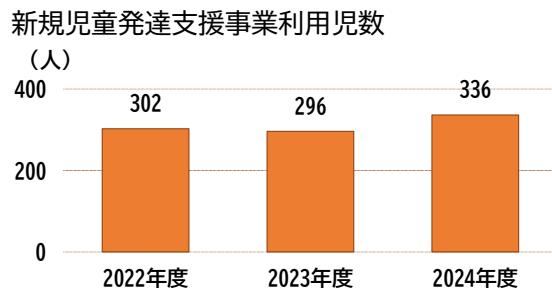
令和 7 年（2025 年）9 月

中野区

施策 21

特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実

現状データ



■新規児童発達支援事業利用児数

■区立施設における医療的ケア児の受け入れ数

出典：中野区資料

出典：中野区資料

現状と課題

- すこやか福祉センターは、発達に課題のある子ども及びその保護者を早期に把握し、早い段階から相談支援を進めています。支援を必要とする親子が、成長段階に応じた適切な支援を受けられるように、継続した相談を実施します。今後も、専門的な支援に取り組む療育機関や在籍園、学校等、関係機関との密な連携、協働が必要となります。
- 療育相談や障害児通所支援事業の利用者数は微増傾向にあります。今後さらに、個々の置かれている状況や特性を踏まえた適切な支援につながるよう、ハード・ソフト両面の基盤整備が必要です。
- 発達の課題や障害のある子どもは、日々の成長や興味の変化等に応じて支援内容の見直しが必要です。適切な支援を行うためには、関係機関と連携し、支援機関の関わりの継続性が重要です。また、相談支援にあたる事業所の専門性を確保するとともに、それぞれの役割に応じた効果的な相談支援を行う視点からも連携強化を図っていく必要があります。
- 発達の課題等がある子どもを育てる保護者は、子育てに関する知識や経験の不足などにより、適切な支援につながりにくくなっています。そのため、発達障害等に関する区民の理解の促進やペアレントメンター*の活用等、保護者同士がつながることができる機会の提供が必要です。
- 重症心身障害児や医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）は増加しており、必要な支援が多様化しています。医療的ケア児の支援は、多くの機関が関わっており、それぞれで支援が行われています。引き続き、医療的ケア児の実態把握や受入体制の整備を行うとともに、各関係機関の支援体制の課題等を共有し、対応を検討するための調整が重要です。

施策の方向性

- ▶ 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭の置かれている状況や特性に応じて、必要な支援が受けられるよう、一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- ▶ 発達の課題や障害のある子どもを育てる保護者が、子どもの特性に配慮し、子どもの育ちを支えていくよう、様々な情報を得る機会の確保や家族支援の充実に取り組みます。
- ▶ 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の充実を図るとともに、総合的な支援を実施します。

成果指標と目標値

成果指標	単位	指標設定の理由	現状値	2030年度目標値
①療育相談件数	人	発達に課題を抱える子やその家族に対する療育相談の対応状況を計るため	431 (2024年度)	600
②区立施設における医療的ケア児の受け入れ数	人	区立施設への通所・通園・通学を希望する医療的ケア児の対応状況を計るため	9 (2024年度)	15

(出典) ①中野区資料 ②中野区資料

主な取組

①一貫した地域相談支援体制の整備

すこやか福祉センター

すこやか福祉センターでは特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対して総合的な相談支援を実施します。あわせて、関係機関と連携し、一貫した地域相談支援体制を整備します。

主な事業 ○子ども発達支援事業

②発達の課題等がある子どもの支援

障害福祉課

子育てに関する保護者の不安に対し、早期に療育支援につなげていくため、療育相談体制の充実を図ります。また、発達に課題を抱える子どもを育てる保護者の不安や孤立を防ぐため、正しい知識の習得と個別のケア、当事者同士のつながりを広げていきます。さらに療育が必要な子どもと保護者に対して必要なサービスを提供できるよう民間事業者のサービスの質と量をともに高める取組を進めていきます。

主な事業 ○療育相談 ○障害児通所支援事業所等基盤整備 ○子ども発達支援普及啓発

③医療的ケアを必要とする子どもへの支援

障害福祉課、学務課、
保育園・幼稚園課ほか

医療的ケア児とその家族の生活を伴走的に支援するための専門相談窓口を設置するとともに、アウトリーチによる訪問相談を実施し、切れ目のないきめ細かな相談支援を提供します。併せて、教育や保育等の場における受入体制の充実、関係機関との連携強化、人材確保・育成に取り組みます。

主な事業

◎医療的ケア児支援事業

◎重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業

事業の展開

前期	後期
療育相談	
●相談支援体制の拡充	推進
障害児通所支援事業所等基盤整備	
●児童発達支援センター整備に向けた検討	●児童発達支援センター整備
子ども発達支援普及啓発	
●普及・啓発強化	推進
医療的ケア児支援事業	
●医療的ケア児等支援窓口開設	推進
●区立施設等における受入体制の充実	推進
●当事者アンケートを踏まえた福祉サービスの見直し・改善、社会資源の開発	推進
●家族・きょうだい支援の充実	推進
●医療的ケア児の支援に向けたネットワークの拡充	推進
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	
●学校等屋外におけるケアの拡充	推進